

日本ボーイスカウト京都連盟

危機管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本ボーイスカウト京都連盟（以下、「本連盟」という。）における危機管理に関して必要な事項を定め、もって危機の防止及び本連盟の損失の最小化を図ることを目的とする。

2 この規程は、京都連盟規約の第64条②に基づき細則として定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下、「日本連盟」という。）に加盟登録し、かつ本連盟に所属する加盟員（以下、「加盟員」という。）に適用される。

2 日本連盟の教育規程1-10に定める教育を受ける対象者（以下、「教育を受ける対象者」という。）は、所属組織の指導者の指導による。

(定義)

第3条 この規程において「危機」とは、本連盟に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性を指し、「具体的危機」とは、危機が具現化した次の事象などを指す。

(1)信用の危機

加盟員の過失若しくは故意による重大事故の惹起。報道機関などによるスカウト活動全体、役員、事務局長などに対する誹謗中傷もしくは類似する報道など。

(2)人的危機

スカウト活動中の自然災害や過失などに起因する死傷事故。海外派遣中の航空機事故、交通事故等の事故やテロ・暴動などに起因する死傷・誘拐など。

(3)物・設備の危機

自然災害、火災などによる本連盟が保有、又は管理する動産の滅失や盗難、建屋の倒壊や焼失など。

(4)財政上の危機

前記第2号の保険適用外の場合の多額の賠償責任、前記第3号の物・設備の危機による多額の損失、主催大会等の運営失敗による巨額な赤字など。

(5)組織上の危機

前記第3号に伴う事務局機能の喪失、行政処分や基本財産の滅失による組織運営の停止など。

(6)外部からの危機

自然災害や事故及び反社会勢力からの不法な攻撃など。

(7)その他上記に準ずる緊急事態

第2章 加盟員の責務

(基本的責務)

第4条 加盟員は、活動及び業務の遂行に当たって、法令、日本連盟及び本連盟の定める規

程及び危機管理規程に定めるルールを遵守する。

(危機に関する措置)

第5条 教育を受ける対象者以外の加盟員は、具体的危機を積極的に予見し、本連盟にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、必要な措置を事前に講じる。

2 加盟員は、活動及び業務上の意思決定を求めるに当たり、所属組織の責任者（以下「決裁者」という。）に対し当該活動及び業務において予見される具体的危機を進んで明らかにし、これに対処する措置を具申する。ここで、所属組織とは、各団、各地区委員会、本連盟をいう。

(具体的危機発生時の対応)

第6条 加盟員は、具体的危機が発生した場合は、これに伴い生じる本連盟の損失又は不利益を最小化するため、必要な初期対応を十分な注意をもって行う。

2 加盟員は、具体的危機発生後、速やかに決裁者に必要な報告をし、決裁者の指示に従う。決裁者は関係部署と協議を行い必要な措置をとる。

3 加盟員は、具体的危機に起因する新たな危機に備え、前条の措置を講ずる。

(具体的危機処理後の報告)

第7条 加盟員は、具体的危機の処理が完了した場合は、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告する。

(クレームなどへの対応)

第8条 加盟員は、口頭又は文書により、第三者などからクレーム、内部告発などを受けた場合には、それが重大な具体的危機につながる恐れがあることを認識し、直ちに決裁者に報告し、指示を受ける。

2 決裁者は、クレーム、内部告発などの重要度を判断し、関係組織と協議の上、対応する。

(対外文書の作成)

第9条 加盟員は、危機に対応する対外文書の作成については常に危機管理を認識し、決裁者の指示に従うとともに、その内容が第3条第1号の信用の危機を招かないことを確認する。

(守秘義務)

第10条 加盟員は、この規程に基づく本連盟の危機管理に関する計画、システム、措置などを立案、対応、実施する過程において知り得た本連盟及び個人に関する秘密について、本連盟の内外を問わず漏洩してはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 具体的危機が発生し、本連盟全体としての対応が必要である場合（以下、「緊急事態」という。）は、理事長を危機管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとる。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる、本連盟及びその事務所、又は加盟員にもたらされた急迫で重大な事態をいう。

(1) 自然災害

- ① 地震、津波、風水害などの災害

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊などの重大な事故
- ② 本連盟の活動に起因する重大な事故
- ③ 加盟員にかかわる重大な人身事故

(3) 犯罪

- ① 建物爆破、放火、恐喝、脅迫、テロ、誘拐及び脅迫状の受領など外部からの不法な攻撃
- ② 本連盟の法令違反及びその指摘などを前提とした官公庁による立入調査
- ③ 部内者による背任、横領などの不祥事
- ④ その他上記に準ずる緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した加盟員は、速やかに所定の通報先へ通報する。

2 通報の経路は、別途定める。

3 通報は、迅速さを最優先し、前項の経路で直接通報先が不在の場合は、それを超えて次の通報先へ通報する。また、きわめて緊急の場合は、直接通報先のみでなく、その先まで同時に通報するなど、臨機の措置をとる。

4 第2項に定める経路による通報のほか、必要あるときは、決裁者の判断により関係部門にも速やかに通報する。

(情報管理)

第14条 通報内容の情報は、自然災害等で、生死に関わる場合を除き、原則として「部外秘」とする。

2 緊急事態発生時の通報を受けた決裁者は、情報管理上の適切な指示を行う。

(緊急事態の基本方針)

第15条 緊急事態発生時においては、当該事態について当該組織にて、次の各号に定める基本方針に従い対応する。ただし、第16条に定める緊急事態対策室が設置される場合は、同室の指示に従い対応する。

(1) 地震、津波、風水害などの自然災害

- ① 人命救助を最優先とする。
- ② 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊などの重大事故
 - ア 人命救助と環境破壊防止を最優先とする。
 - イ 事故の再発防止を図る。
- ② 本連盟の活動に起因する重大事故
 - ア 関係者の安全を最優先とする。
 - イ 事故の再発防止を図る。
- ③ 加盟員にかかる重大人身事故
 - ア 人命救助を最優先とする。
 - イ 事故の再発防止を図る。

(3) 犯罪

- ① 建物爆破、放火、恐喝、脅迫、テロ、誘拐などの外部からの不法な攻撃
 - ア 人命救助を最優先とする。
 - イ 警察と協力して対処する。

- ウ 再発防止を図る。
- ② 本連盟の法令違反及びその摘発などを前提とした官公庁による立入調査
 - ア 事実関係を明らかにする。
 - イ 再発防止を図る。
- ③ 部内者による背任、横領などの不祥事
 - ア 事実関係を明らかにする。
 - イ 再発防止を図る。
- (4)その他上記に準じた緊急事態
 - ア 緊急事態に準じた対応をする。

(緊急対策室)

第16条 特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、本連盟に第27条に定める危機管理委員会に緊急事態対策室（以下、「対策室」という。）を設置することができる。

(対策室の構成)

第17条 対策室の構成は、次の通りとする。

- (1)室長 理事長
- (2)室員 理事長が指名する関係役員
- (3)事務局 事務局長

(対策室会議の開催)

第18条 対策室会議は、招集時直ちに、出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第19条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1)情報の収集・確認・分析
- (2)応急対応・処置の決定・指示
- (3)原因の究明及び対策方針の決定
- (4)対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5)対部内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6)対策室からの指示、連絡できないときの代替措置の決定
- (7)対策実施上の分担などの決定、及び対策実行の指示、並びに実行の確認
- (8)その他、必要事項の決定

(役職員への指示・命令)

第20条 対策室は、緊急事態に対処するに当たり、必要に応じて役職員に対して一定の行動を指示・命令することができる。

(報道機関への対応)

第21条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申し入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障をきたさない範囲において、取材に応じる。

- 2 報道機関への対応は、事務局長が行う。
- 3 取材は、面接取材を原則として、電話取材には応じない。
- 4 事務局長を除く加盟員は、取材に応じたり、報道機関に情報を提供してはならない。

(届 出)

第22条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、正確か

つ迅速に所管官庁に届け出る。

2 所管官庁への届出は、事務局長が行う。

3 事務局長は、所管官庁への届出の内容について、予め理事長の承認を得る。

(理事会への報告)

第23条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で次の事項を報告する。

(1)実施内容

(2)実施に至る経緯

(3)実施に要した費用

(4)処分の有無または処分の内容

第4章 名誉会議への付託と処分

(名誉にもとる行為者)

第24条 次の各号に該当する者は、その情状により、名誉会議に付託する。

(1)危機の発生に意図的に関与した者

(2)危機が発生する恐れがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者

(3)危機の解決について、本連盟の指示・命令に従わなかった者

(4)危機の解決についての情報を、本連盟の許可なく外部に漏らした者

(5)その他、危機の予防、発生、解決などにおいて本連盟の利益に反する行為を行った者

(処分の内容)

第25条 名誉にもとる行為に対する加盟員の処分の内容は、本連盟規約に定める名誉会議の議決による。

(処分の決定)

第26条 加盟員に対する処分は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

第5章 危機管理委員会

第27条 危機管理の県連盟的推進と危機管理に必要な情報の共有化を図るため、危機管理委員会を置くことができる。なお、その組織、機能、及び運営については、別途定める。

第6章 雑則

(緊急事態通報先一覧表)

第28条 本連盟の事務局は、緊急事態の発生に備えて、緊急事態通報先一覧表（以下、「一覧表」という。）を作成し、これを関係者に周知徹底する。

2 一覧表は、少なくとも6か月に1回アップデートする。

(一覧表の携帯など)

- 第29条 教育を受ける対象者以外の会員は、一覧表又はこれに代わるものを常に保持する。
- 2 前項に規程する者を除く関係者も、緊急事態発生時の通報先を常に把握する。

(改廃)

- 第30条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、理事会で議決された翌日から施行する。

改正履歴 平成27年 1月19日 (1月18日理事会で承認され施行)

危機管理規程第 13 条に定める通報経路を下図のとおり定める。
情報認知者は、所属組織を通じて通報するものとする。

